

## 社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるように働きやすい環境をつくる。

特に、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間

### 2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険諸制度の周知や情報提供を行う。

[対策]

- 令和元年8月～ 広報誌活用による周知
- 令和元年8月～ 制度に関する相談の実施
- 令和元年8月～ 職員採用時における説明
- 令和元年8月～ 園長会等による周知

目標2 所定外労働の削減と年次有給休暇の取得促進を図る。

[対策]

- 令和元年8月～ 広報誌活用による周知
- 令和元年8月～ 所属長による声かけと周囲の職員等のサポート

目標3 出産介護休暇、育児休業、育児時間等を取得しやすくするとともに、職場復帰しやすい環境作りのための整備を図る。

[対策]

- 令和元年8月～ マニュアルの有効活用と検証
- 令和元年8月～ 短時間勤務制度の拡充

目標4 男性職員の出産介護休暇、育児参加の休暇及び育児休業取得の促進

[対策]

- 令和元年8月～ 所属長による声かけと周囲の職員等のサポート
- 令和元年8月～ マニュアル冊子の配布と周知

目標5 女性職員が管理職（課長職以上）に占める割合を50%以上維持

[対策]

- 令和元年8月～ 人材育成環境の整備と職員への昇格啓発